公示　第 36 号

公　　示　　送　　達　　書

地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。
次の書類は当村において保管し、申出があればいつでも交付します。

令和8年8月7日

留寿都村長　　佐　藤　ひさ子　㊞

送達先		送達すべき書類名	摘　要
住所（所在地）	氏名(名称)		
[redacted]	DEWA GEDE PUTRA YASA SUANDANA ﾃﾞﾜ ｹﾞﾃﾞ ﾌﾟﾄﾗ ﾔｻ ｽｱﾝﾀﾞﾅ	配当計算書	[redacted]

注意
　この書類は、地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。